●香川県告示第２１１号

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第２項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和８年11月13日から同年12月３日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月13日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　道路の種類　県道（主要地方道）

２　路　線　名　高松善通寺線（33号）

３　道路の区域

区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　　考
高松市鬼無町藤井６２４番１地先から 高松市鬼無町藤井６５６番１地先まで	11.3～16.9	50	令和７年12月16日付け香川県告示第２５１号で変更した区域の一部

４　供用開始の期日　令和８年11月13日